

東京都私立短期大学協会コンソーシアム事業

単位互換実施に関するQ & A

1 単位互換履修生の呼称に関する質問

Q 単位互換履修生を受け入れる場合、どのように位置づければよいでしょうか？「短期大学設置基準の一部を改正する省令の制度等について（通達）」の「1 他の短期大学又は大学における授業科目履修等(5)」によると、学生の身分の取り扱いについては「特別聴講学生として定める」とありますが、呼称は「単位互換履修生」で構わないのでしょうか。

A ご指摘のとおり、単位互換制度により他の短期大学の学生を受け入れる場合の正式な位置づけは「特別聴講学生」となります。ただ、「特別聴講学生」という表現が一般的でなく、単位互換による学生を表すということとその都度説明するのは煩わしい、また聴講生制度を廃止した短期大学にとっても紛らわしいという理由から、呼称として「単位互換履修生」といたしました。

【参考】短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（昭和57年3月23日付、文大技第108号、文部事務次官通達）

出典：『平成19年度短期大学教務必携』（日本私立短期大学協会）

2 履修期間に関する質問

Q 単位互換履修生の履修期間を教えてください。

A 履修期間は前期（春学期）科目、後期（秋学期）科目、通年科目、あるいは集中授業などによってそれぞれ異なりますが、いずれも授業科目の開講年度内で1年を超えることはありません。（単位互換規則第4条参照）

3 授業科目に関する質問

Q 単位互換履修生として履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数の上限、受け入れ学生数、対象年次および受け入れ条件等はどこが決めるのですか？

A 単位互換履修生を受け入れる短期大学（以下「受入短大」という）が定めます。

Q 受入短大としてすべき事務手続きを教えてください。

A 自校の授業科目の中から単位互換科目にふさわしいものを選定します。また、履修できる授業科目に関する次の事項について、履修できる授業科目に関する上記の事項について、3月31日までに自校のホームページで以下の10点の事柄について発表します。なお、自校のホームページでの発表が難しい場合は単位互換委員会に

ご相談ください。

(単位互換規則第5条参照)

- | | | | | |
|-----------------------|----------------|---------|----------|--------------|
| (1) 科目名 | (2) 単位数 | (3) 担当者 | (4) 履修期間 | (5) 曜日・時限・時間 |
| (6) 単位の習得方法(試験、レポート等) | (7) 受け入れ学生数 | | | |
| (8) 対象年次・受け入れ条件 | (9) 授業概要(講義要目) | | | |
| (10) その他科目履修に必要な事項 | | | | |

Q 自校の単位互換履修生に履修前に周知させておくべきことを教えてください。

A 単位互換科目により履修できる条件が異なるので、単位互換履修生にあらかじめ対象年次および受け入れ条件をよく理解させるとともに、受入短大で修得できる単位数の上限を注意するように指導してください。

4 募集要項に関する質問

Q 単位互換履修生募集要項はどこで作成するのですか？

A 東短協コンソーシアム事業単位互換専門委員会が作成します。学生が所属する短期大学(以下「所属短大」という。)および受入短大は、単位互換履修生募集要項の記載事項を遵守して手続きを行ってください。

5 科目の出願に関する質問

Q 単位互換履修生として科目を履修したいと希望する学生はどのように科目履修の出願をすればよいのですか？

A 以下の手順で進めます。

単位互換履修生として科目を履修したいと希望する学生は、当該年度に開講される科目(前期科目、後期科目、通年科目、集中授業など)の中で、自分が履修を希望するすべての科目について、単位互換履修生募集要項で定められた日までに所属短大に科目履修の出願を行います¹。

出願を受けた所属短大は、所定の手続きを経て、単位互換履修生募集要項で定められた日までに、受入短大に一括して科目履修の依頼を行います。(単位互換規則第6条参照)

6 単位互換履修生の受け入れに関する質問

Q 単位互換履修生の受け入れとその後の単位互換履修生の所属短大の対応・流れを教えてください。

A 以下の手順で進めます。

受入短大の定める方法により単位互換履修生を選考し、受け入れ学生を決定します。

当該学生を単位互換履修生として受け入れると決定したならば、受入短大は当該学生の所属短大に単位互換

¹ 様式1参照

履修生募集要項で定められた日までに、当該学生の受け入れ決定の旨を通知します²。

所属短大は、受入短大の通知にもとづき、単位互換履修生募集要項で定められた日までに、当該学生にその結果を通知します³。 (単位互換規則第7条参照)

7 単位互換履修生証に関する質問

Q 単位互換履修生の単位互換履修生証の交付までの流れを教えてください。

A 受入短大は、単位互換履修生としての受け入れを許可した後、受入短大の定める様式により単位互換履修生証を交付し、最初の授業の際に単位互換履修生に配付します。

Q 紛失等による単位互換履修生証の再発行に関して教えてください。

A 受入短大の定める規則したがって再発行の手続きを行ってください。その際、別途費用がかかる可能性があります。

8 単位互換履修生の受入取消及び学籍異動に関する質問

Q もし単位互換履修生が受入短大の学則等に反した場合はどのようにしたらよいですか？

A 単位互換履修生は、受入短大の学生に準じて取り扱われるので、学則や諸規程も正規の学生に準じて適用されます。したがって、単位互換履修生が受入短大のこれらに違反した場合は、受入短大の学長は受け入れ許可を取り消すことができます。 (単位互換規則第8条参照)

Q 単位互換履修生に休学・退学等の身分の異動が生じたときはどのようにしますか？

A 所属短大はすみやかに受入短大にその旨を通知してください。

9 授業運営に関する質問

Q 単位互換履修生の履修科目が突然の休講などやむを得ず変更になる場合、どのようにすればよいですか？

A 原則として、受入短大はその旨を所属短大にすみやかに通知します。そして単位互換履修生への周知は所属短大および受入短大両方の掲示板で行います。ただし、具体的な周知方法については参加校間で協議し、決めてくださって構いません。

Q 受入短大は、授業を実施するにあたり単位互換履修生に対してオリエンテーションを実施してよいですか？

A もちろんです。必要がある場合、講義室、施設、掲示、試験、休講等についてオリエンテーションを実施してください。

² 同上

³ 同上

Q 所属短大の学校行事と受入短大の授業が重なったとき、どちらを優先するように指導したらよいですか？

A 所属短大の学校行事等が理由で授業を欠席した場合であっても原則的として、公欠と扱いません。(試験日時が重なった場合の対応は、「10 試験に関する質問」を参照)ただし、当該学校行事等について特に配慮すべき事情がある場合は、事前に所属短大から受入短大に連絡して、ご相談ください。

Q 単位互換履修生に再試験を受験させてよいのですか？

A 受入短大に再試験制度があれば、受入の判断で履修生に受験させても構いません。

10 試験に関する質問

Q 単位互換履修生の所属短大の試験日時と、受入短大のそれが重なったときはどのようにすればよいですか？

A 原則として受入短大の試験を優先し、所属短大では追試験を受験するものとします。追・再試験を受験する場合、単位互換履修生は所属短大で定められた手続きを行わなければなりません。

試験日時の重複が起きた場合、所属短大は「やむを得ない事情」として考え、当該単位互換履修生に対して「追・再試験」としてではなく、「振替試験」として成績評価や試験料などの面でご配慮いただけるようお願いいたします。

11 単位に関する質問

Q 単位互換履修生の履修および評価の方法を教えてください。

A 単位互換履修生の科目履修(授業出席等を含む)および評価の方法については、受入短大の規則の定めるところによります。(単位互換規則第9条参照)

Q 単位互換履修生の単位の認定はどのように行うのですか？

A 単位互換履修生の所属短大が、受入短大からの報告書にもとづいて、学生が修得した単位について、所属短大の定めるところにより単位を認定します。ただし、単位互換履修生が受入短大で修得した単位をどのように再評価するかは、所属短大に属します。また、単位の認定結果については、所属短大から成績通知書により個々の学生に通知することになります。(単位互換規則第11条参照)

12 成績に関する質問

Q 単位互換履修生の成績処理の仕方について教えてください。

A 以下の手順で進めます。

受入短大は所属短大に、本試験および追試験の成績評価を報告書としてまとめ、本試験および追試験終了後

7日以内に一括して報告します⁴。その際、報告書には原則として「成績素点」と「評価」を併記します。素点をつけられないものは評価のみをつけます。

所属短大は、受入短大が付した学生の成績評価を受け止め、尊重するものとしますが、その成績評価を所属短大がどのように再評価するかは、所属短大に属します。 (単位互換規則第10条参照)

Q 受入短大における単位互換履修生の成績の管理はどのようにすべきですか？

A 受入短大は、単位互換履修生の成績原簿を作成し、履修した授業科目、単位、素点、評価を記入し、保管します。

Q 単位互換履修生の成績証明書等の発行はどのようにすればよいのですか？

A 受入短大で修得した授業科目の成績証明書、単位修得証明書等は、受入短大ではなく、所属短大が発行します。

13 その他

Q 単位互換事業に参加するあたり費用はどのくらいかかりますか？

A 現時点では、東京都私立短期大学協会の会費以外に別途費用がかかることはありません。

Q 1年生次の前期から他の短期大学の科目履修を可能にすることは学生や受入・所属の双方の短大に混乱が生じると考えられます。そのため、本学としては2年生次のみを単位互換履修生として認めたいのですが、いかがですか？

A 2年生次のみを単位互換履修生として認めて構いません。また、受入条件に「2年次のみ」とすれば受け入れる単位互換履修生も2年次のみとなります。

Q 単位互換を進めるにあたり各短大間で協議・決定したことは単位互換専門委員会に報告すべきでしょうか？

A 単位互換事業の今後の運営の参考になりますので、お手数ですがご報告ください。

⁴ 様式3参照